

# 水産業協同組合法施行細則

昭和43年4月1日  
山口県規則第31号の3

水産業協同組合法施行細則をここに公布する。

水産業協同組合法施行細則  
水産業協同組合法施行細則(昭和25年山口県規則第106号)の全部を改正する。

## (趣旨)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがあるもののほか、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において「組合」とは、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。

2 この規則において「組合員」とは、漁業協同組合又は漁業生産組合の組合員及び漁業協同組合連合会の会員並びに水産加工業協同組合の組合員及び水産加工業協同組合連合会の会員をいう。

3 この規則において「准組合員」とは、漁業協同組合の准組合員(法第18条第5項の規定による組合員をいう。)、漁業協同組合連合会の准会員(法第88条第3号及び第4号の規定による会員をいう。)及び水産加工業協同組合連合会の准会員(法第98条第2号の規定による会員をいう。)をいう。

## (設立の認可申請)

第3条 発起人は、法第63条第1項(法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定により組合の設立の認可を申請しようとするときは、申請書に定款及び事業計画書のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 設立経過報告書
- 2 設立準備会の公告の写し及び議事録の謄本

- 3 創立総会の公告の写し及び議事録の謄本
- 4 役員選挙録の謄本(役員選挙を行ったときに限る。)
- 5 設立同意者の名簿
- 6 役員住所、氏名、性別、年齢及び略歴を記載した書面
- 7 発起人の住所及び氏名を記載し、並びに当該発起人が組合員(准組合員を除く。)であることを証する書面
- 8 理事の定数の3分の2以上が組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの(法人にあつては、その役員)であることを証する書面
- 9 法第61条第1項(法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。)に規定する定款作成委員の住所及び氏名を記載し、並びに当該定款作成委員が組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であることを証する書面

(平8規則4・平17規則81・平30規則44・平31規則13・一部改正)

(定款の変更の認可申請)

第4条 組合は、法第48条第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 変更しようとする事項を示す書類
  - 2 変更しようとする事項に係る条文の新旧対照表
  - 3 変更の理由を記載した書面
  - 4 総会又は総代会の議事録の謄本
  - 5 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、当該定款の変更が出資一口の金額の減少に係るものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 1 財産目録及び貸借対照表
  - 2 法第53条第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による手続を経たことを証する書面

3 法第54条第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面

3 第1項の場合において、当該定款の変更が漁業及びこれに附帯する事業の経営に係るものであるときは、同項各号に掲げる書類のほか、法第17条第1項の条件を具備していることを証する書面を添えなければならない。

(平8規則4・平31規則13・一部改正)

(定款の変更の届出)

第4条の2 組合は、法第48条第4項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)又は第84条の7第2項の規定により定款の変更の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 定款の新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平17規則81・追加、平31規則13・一部改正)

(合併の認可申請)

第5条 組合(法第11条第1項第4号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号及び第97条第1項第2号の事業を行うものを除く。)又は設立委員は、法第98条第2項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 合併の理由を記載した書面
- 2 各組合の合併を議決した総会の議事録の謄本
- 3 合併契約書の謄本
- 4 合併経過報告書
- 5 合併に係る各組合の財産目録及び貸借対照表
- 6 法第69条第4項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する

法第53条第2項の規定による手続を経たことを証する書面

7 法第69条第4項において準用する法第54条第2項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面

8 合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の定款及び事業計画書

2 前項の場合において、当該合併が組合の設立に係るものであるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 設立委員の略歴及び当該設立委員が組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であることを証する書面

2 役員の住所、役名、職名、氏名、生年月日及び略歴を記載した書面

3 理事の定数の3分の2以上が組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であることを証する書面

4 設立委員会の議事録の謄本

(平8規則4・平17規則81・平30規則44・平31規則13・一部改正)

(解散の決議の認可申請)

第6条 組合は、法第68条第2項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

1 解散の理由を記載した書面

2 総会の議事録の謄本

3 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)にあつては解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)にあつては解散時の財産目録及び収支計算書

4 借入金があるときは、その償還計画を記載した書面

(平8規則4・平30規則44・平31規則13・一部改正)

(信用事業規程の変更の届出)

第6条の2 組合は、法第11条の5第4項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の変更の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に

提出しなければならない。

- 1 信用事業規程の新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平17規則81・追加・令2規則47・一部改正)

(共済規程並びにその変更及び廃止の認可申請)

第7条 組合は、法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 共済規程
  - 2 総会又は総代会の議事録の謄本
  - 3 事業計画書
  - 4 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 組合は、法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 1 変更又は廃止の理由を記載した書面
  - 2 総会又は総代会の議事録の謄本(法第48条第5項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、共済規程の変更について総会又は総代会の議決を経ることを要しない場合にあつては、理事会の議事録の謄本)
  - 3 変更の場合にあつては、変更しようとする事項を示す書類及び当該事項に係る条文の新旧対照表
  - 4 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平8規則4・追加、平17規則81・一部改正)

(信用事業の譲渡の届出)

第8条 組合は、法第54条の2第7項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提

出しなければならない。

- 1 譲渡の理由を記載した書面
- 2 譲渡契約書の謄本
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 法第54条の2第4項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による手続を経たことを証する書面
- 5 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平8規則4・追加、平17規則81・一部改正)

(共済事業の譲渡等の届出)

第9条 組合は、法第54条の4第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転(以下この条において「共済事業の譲渡等」という。)の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 共済事業の譲渡等の理由を記載した書面
- 2 総会の議事録の謄本
- 3 共済事業の譲渡等の契約書の謄本
- 4 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 5 法第54条の4第3項(法第96条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する法第53条第2項の規定による手続を経たことを証する書面
- 6 法第54条の4第3項において準用する法第54条第2項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平8規則4・追加、平17規則81・平30規則44・一部改正)

(検査又は決議、選挙若しくは当選の取消しの請求)

第10条 法第123条第1項の規定による検査又は法第125条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決議若しくは選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員は、その請求の要旨を記載した

書面に次に掲げる事項を記載した書面を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 請求の日現在における組合員(准組合員を除く。)及び准組合員の数
- 2 請求の同意者の住所及び氏名

(平8規則4・旧第7条繰下・一部改正)

(総会又は総代会に関する報告)

第11条 組合の理事又は監事は、総会又は総代会が終了したときは、その日から14日以内に、当該総会又は総代会の議事録の謄本を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、当該総会又は総代会が次の各号のいずれかに該当する事項を議決したものであるときは、前項の書類のほか、当該事項に係る議案の写しを添えなければならない。

- 1 規約の設定、変更又は廃止
- 2 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
- 3 経費の賦課又は徴収の方法
- 4 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案
- 5 漁業権又はこれに関する物権に関する審査請求、訴訟の提起又は和解
- 6 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

(平8規則4・旧第8条繰下・一部改正、平28規則4・一部改正)

(役員に関する報告)

第12条 組合は、役員選挙又は選任を行ったときは、その日から14日以内に、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

- 1 役員選挙録の謄本(役員選挙を行ったときに限る。)
  - 2 役員の住所、役名、職名、氏名、生年月日及び略歴を記載した書面
  - 3 理事の定数の3分の2以上(漁業生産組合にあつては、理事の全員)が組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であることを証する書面
  - 4 役員への就任の年月日を記載した書面
- 2 組合は、死亡、辞任等によって役員に変更を生じたときは、その日から14日以内に、当該役員の役名、職名、氏名、変更の理由及びその年月日を記載し

た書面を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

(平8規則4・旧第9条繰下・一部改正、平31規則13・一部改正)

(会計主任に関する報告)

第13条 組合は、会計主任を選任し、又は解任したときは、その日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に理事会の議事録の謄本(漁業生産組合にあっては、理事の過半数により決したことを証する書面)を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

- 1 会計主任の氏名及び住所
- 2 会計主任の選任又は解任の年月日

(平8規則4・旧第10条繰下・一部改正)

(自治監査に関する報告)

第14条 組合の監事は、組合の定款又は規約の規定するところにより、組合の財産又は業務の執行の状況を監査したときは、その日から14日以内に、当該監査の結果を記載した監査書を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

(平8規則4・旧第13条繰下・令2規則47・旧第15条繰上)

(諸報告)

第15条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当することとなった日から14日以内に、その旨を書面により知事に報告しなければならない。

- 1 事業を休止しようとし、又は休止したとき。
- 2 破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により破産手続開始の決定を受けたとき又は同法第19条第4項において準用する同法第19条第1項及び第3項の規定により理事が破産手続開始の申立てをするとき。
- 2 前項第二号に掲げる場合に係る報告にあっては、当該破産手続開始の決定又はその申立てに係る関係書類の写し並びに財産目録及び貸借対照表を同項の書面に添えなければならない。

(平8規則4・旧第14条繰下・一部改正、平17規則81・一部改正・)



令2規則47・旧第16条繰上)

(解散の届出)

第16条 組合は、法第68条第6項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)、第85条の4第2項又は第91条第6項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により解散の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 監事の証明書

2 出資組合にあつては解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、非出資組合にあつては解散時の財産目録及び収支計算書

(平8規則4・旧第15条繰下・一部改正、平17規則81・平30規則44・平31規則13・一部改正・令2規則47・旧第17条繰上・一部改正)

(清算事務に関する報告)

第17条 清算人は、法第75条第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による手続をしたときは、遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録を、出資組合にあつては財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法を記載した書面を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

(平8規則4・旧第16条繰下・一部改正、平17則81・平30規則11・一部改正・令2規則47・旧第18条繰上)

(登記に関する報告)

第18条 組合は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)の規定により登記をしたときは、その日から14日以内に、当該登記に係る登記事項証明書を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

(平8規則4・旧第17条繰下、平17規則81・一部改正、平31規則13・旧第19条繰下・令2規則47・旧第20条繰上・一部改正)

(書類の経由)

第19条 法、農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令(昭和25年／農林／運輸省令第6号)又はこの

規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地(組合にあつては、主たる事務所の所在地)を所管する農林水産事務所又は水産振興局の長を経由して提出しなければならない。

(平8規則4・平30規則44・一部改正、平31規則13・旧第20条繰下・令2規則47・旧第21条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行の際現に改正前の水産業協同組合法施行細則の規定により提出されている書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成8年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第44号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条第1項、第6条、第9条、第17条及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第13号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第47号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。